

(国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第3条第1項に基づく別に定める基準)

学長選考基準

— 求められる学長像 —

国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議
(令和6年7月3日決定)

お茶の水女子大学は、大学憲章に掲げる「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する。」という標語の下、常に時代の変化に敏感でありつつも普遍的な真理を追究し、そのことによって、女性も男性も自由かつ対等に活躍できる多様で豊かな人間社会を実現するという歴史的使命を果たすことを目指している。

一方、国立大学を取り巻く環境は少子化、高齢化、グローバル化、国際的な競争の激化など、ますます困難な状況にあり、厳しい財政状況の下で戦略的な大学経営が求められる。

以上の観点より、本学の求められる学長像は次のとおりとする。

- (1) 本学の内外を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育・研究上の卓越した業績があり、本学における教育・研究活動を適切かつ情熱をもって運営することができる能力を有する者
- (2) 本学の「大学憲章」を尊重し、大学及び附属学校園が一体となった“オールお茶の水体制”的構築による戦略的な大学運営及び人材育成を、リーダーシップを発揮し、構成員の信頼を得つつ実現できる者
- (3) 国内外の大学や行政、産業界、地域社会、国際社会との教育・研究上の交流を意欲的に進めて社会に貢献し、女子大学としての本学の存在意義をより高めることができる者
- (4) 財政基盤を充実させ、適切な資源配分によって大学を活性化し、本学の教育・研究及び社会活動を持続的に発展させることができる者

(参考)

お茶の水女子大学大学憲章

http://www.ocha.ac.jp/introduction/charter/charter4_d/fil/charter.pdf